

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率及び資金不足比率

区 分	算 定 内 容	24年度 比 率	23年度 比 率	22年度 比 率	早 期 健全 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—※1	—	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	—	—	16.25%	30%※2
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に準ずる経費の標準財政規模に対する比率	12.1%	12.0%	12.1%	25%	35%
将来負担比率	地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	188.4%	202.5%	216.3%	400%	
資金不足比率	会計ごとの事業規模（料金収入）に対する資金不足額の割合					
市場及びと畜場特別会計	—	—	—	—	経営健全化基準 20%	
市街地再開発事業特別会計	—	—	—	—		
病院事業会計	—	2.5%	—	—		
水道事業会計	—	—	—	—		
工業用水道事業会計	—	—	—	—		
下水道事業会計	—	—	—	—		
自動車運送事業会計 ※3	20.8%	26.1%	31.7%	—		
高速度鉄道事業会計	—	—	—	—		

※1 「—」は赤字額・資金不足額が発生していないことを示しています。

※2 22年度決算は35%、23年度決算以降は30%

※3 20年度に地方財政健全化法の定める基準を上回ったため、21年度に経営健全化計画を策定しました。

財政のあらまし

平成25年12月発行

平成25年度上半期財政運営の状況

平成24年度一般会計決算の概要

新地方公会計制度に基づく財務諸表（普通会計）

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

編集 名古屋市財政局財政部財政課

発行 名古屋市